

平成 29 年 度

財 政 援 助 団 体 監 査 報 告 書

日 野 市 国 際 交 流 協 会

日 野 市 監 査 委 員



日 監 第 9 6 号
平成 30 年 2 月 28 日

日野市長
大 坪 冬 彦 様

日野市監査委員 石 田 等

日野市監査委員 鈴 木 勝 豊

平成 2 9 年度財政援助団体監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 2 項の規定により通知願います。

平成29年度財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による
監査

第2 監査の対象

財 政 援 助 団 体	主 管 部 課
日野市国際交流協会	企画部シティセールス推進課

第3 監査の範囲

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの財政援助等に係る
出納その他の事務の執行

第4 監査の期間

平成29年11月28日から平成30年 2月22日

第5 説明聴取日

平成30年1月24日

第6 監査の方法及び主眼

この監査は、次の事項を主眼として書類審査及び関係職員の説明を聴取し、
通常実施すべき監査手続きにより実施した。

(1) 財政援助団体

- ① 定款及び会計事務規程等諸規程は整備されているか。
- ② 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ③ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ④ 資産台帳等の整備はきちんとされているか。
- ⑤ 補助金は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。
- ⑥ 補助金に係る会計経理は適正に行われているか。

(2) 主管部課

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容が明確にされているか。
- ② 補助金交付の算定、交付手続き及び交付時期は適正か。
- ③ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第7 監査の結果

補助金に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他の事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善、又は検討を要する事項が見受けられたので、意見・要望として後述する。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

日野市国際交流協会

1 団体の概要

(1) 目的

市民の自主的活動に基づき、地域レベルでの人と文化の国際交流を行い、もって国際親善と世界平和の発展に寄与することを目的とする。

(2) 設立

平成5年10月31日

(3) 所在地

日野市日野本町一丁目6番地の2 日野市生活・保健センター4階

(4) 事業内容

- ① 友好親善活動の計画立案及び実施推進
- ② 地域における国際交流計画の立案及び実施推進
- ③ 国際交流に関する調査・研究並びに情報の提供
- ④ 海外都市との相互交流計画の立案及び実施推進
- ⑤ 前各号に掲げるものの他、目的を達成するために必要な事業

(5) 組織（平成29年3月31日現在）

役員 理事 10名（会長1名、副会長2名、理事7名）

監事 2名

事務局 事務局長1名、臨時職員3名

2 市との関係

市は、「日野市国際交流協会補助金交付要綱」に基づき日野市国際交流協会の行う事業等について、補助金を交付している。

平成28年度 補助金	10,090,000円
------------	-------------

意見・要望

日野市国際交流協会

1 補助金に係る事務について

補助金に係る会計その他の事務は、日野市国際交流協会会則、会計規程及び事務規程等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。

2 予算の執行について

予算の執行、契約その他の会計事務については、日野市国際交流協会会則、会計規程及び事務規程等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。

3 その他

一部事務処理等において、実態と規程等に不整合が見受けられたので、今後、事務処理等が適正に執行されるよう実態に即した規程の見直し等を図るよう検討されたい。

シティセールス推進課

1 補助金の交付事務手続き等について

補助金の交付に係る事務手続き等については、日野市国際交流協会補助金交付要綱に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。

今後も、補助金交付要綱に基づき、補助対象経費及び財務内容等を精査し補助金を決定するとともに、市民レベルでの人と文化の国際交流を深め、国際親善による世界平和と市民文化の向上や多文化共生を促進するため、日野市国際交流協会の事業運営に対して、指導監督に努められたい。